

定 款

サイバーソリューションズ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、サイバーソリューションズ株式会社と称し、英文では CyberSolutions Inc. とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターソフトウェアの販売及び保全
2. コンピューターソフトウェアの研究、開発及び改良
3. コンピューターソフトウェアの輸出入
4. 前記各号に関連する情報処理装置、付属品、部品、消耗品の企画、設計、開発、調達、輸出入並びに販売業務
5. 前記各号に関連するコンサルティング、技術支援、調査、研究、研修並びに教育事業
6. 前記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長になる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役は7名以内とする。

(選任方法)

第19条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 当社は、取締役会の決議によって代表取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 当社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(期末配当金)

第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(附 則)

(最初の事業年度)

第 1 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 2023 年 4 月 30 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 2 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(制定・改廃記録)

制定	2022 年 12 月 14 日
改定	2023 年 5 月 1 日
改定	2023 年 7 月 31 日
改定	2024 年 2 月 1 日
改定	2024 年 4 月 22 日
改定	2024 年 12 月 27 日
改定	2025 年 7 月 7 日